6　協議会の運営に関する留意事項

（略）

⑴　（略）

⑵　協議会の主な協議事項

①・②　（略）

③　（略）

ア　（略）

イ　再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加（例：地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等）

ウ　（略）

エ　基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備である場合にあっては、適切な営農の継続が確保されることによる地域農業の振興（例：下部の農地における営農の状況、営農者等への利益還元の状況、利益還元を活用した地域の取組等）

④　（略）

⑶　（略）

7　設備整備計画の認定に関する留意事項

⑴　（略）

⑵　認定手続

（略）

①　（略）

②　計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、

・　当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか

・　必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取付けがなされているか

・　申請に係る事業が電気事業法第２条第１項第17号に規定する電気事業者の電力系統に連系する場合は、連系に係る契約を締結する見込みがあるか

・　ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度における事業計画認定等がなされているか（ただし、設備整備計画の申請が出力10kW以上の太陽光発電設備の整備に関するものである場合を除く。）

などについて確認することにより、当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。

特に、設備整備計画の申請が営農型太陽光発電設備の整備に関するものである場合は、

・　営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において栽培する農作物の品質を著しく劣化させるおそれがないか

6　協議会の運営に関する留意事項

（略）

⑴　（略）

⑵　協議会の主な協議事項

①・②　（略）

③　（略）

ア　（略）

イ　再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加（例：地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等）

ウ　（略）

（新設）

④　（略）

⑶　（略）

7　設備整備計画の認定に関する留意事項

⑴　（略）

⑵　認定手続

（略）

①　（略）

②　計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に関係する地権者の同意の取付け、ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度における事業計画認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。なお、①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第４条第１項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第７条第４項第１号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。